令和3年度　磯子区地域運営補助金

磯子区地域運営補助金とは、自治会町内会と地域の様々な団体が連携し、地域課題解決のために主体的・継続的に取り組む活動に対して、必要な経費を補助するものです。

対象事業

地域の課題解決に向けた継続的な活動

対象団体

自治会町内会を含む２つ以上の団体が連携するもの

補助金額

１年目最大50万円
２年目最大40万円
３年目最大30万円
※経費の９割を上限とします。

申請期間　**令和3年2月12日（金）から3月11日（木）まで**

過去に磯子区地域運営補助金を活用して実施した活動

地域交流・発展や健康づくりを目指す活動

子育て中のお母さんの見守り・支援の活動

高齢者の健康維持増進・コミュニケーションの場づくりの活動

申請書類の書き方など、補助金に関するご相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください！

お問合せ先　**磯子区役所区政推進課地域力推進担当（6階65番窓口）**

電話　750－2398　**FAX**　750-2533　**メール**　is-chiikiryoku@city.yokohama.jp

地域運営補助金についての情報は、区役所ホームページへも掲載しています。

申請に必要な書類は窓口での配布のほか、こちらからもダウンロードいただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/chiikiuneihozyokin/

※令和3年度予算が横浜市会で議決されることを条件に交付します。
※補助金の詳細については裏面をご参照ください。

補助金の申請について

申請期間

令和３年２月12日（金）から３月11日（木）まで

お気軽にご相談ください！

申請方法

事前に御連絡のうえ、申請書類を**区役所６階区政推進課（5番窓口）までご持参下さい。**

申請書類　①申請書、②事業計画書、③収支予算書、④団体概要書
⑤規約・定款その他これらに関する書類
①～④は所定の様式があります。当窓口で配付のほか、区ホームページからもダウンロードできます。

２/12～３/11 申請期間
・申請書類を提出される場合は**事前に御連絡下さい。**
・事業内容について伺います。

→ **区役所にて審査**

→ **4月以降**
交付決定、事業開始

→ **令和４年**
３月下旬～４月初旬
事業実績報告書の提出

磯子区地域運営補助金概要

目的

磯子区内の自治会町内会と地域の様々な団体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援します。

対象団体

対象団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ✓ 地域の課題を解決しようとする意思のある、自治会町内会を含む２つ以上の団体が連携している
- ✓ 民主的な意思決定の場がある
- ✓ 年度を超えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしているもの

対象事業

地域の課題解決に向けた継続的な事業を対象とします 。ただし、次に該当するものは対象外です。

×対象とならない事業
営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、政治活動又は宗教活動を目的とした事業、同一の企画内容で他の補助を受けている事業 、施設・備品等の整備、購入を目的とした事業

補助金額

補助対象経費と認められる額の９割を上限とします。（１割自己負担）

上限額：50万円（１年目）　40万円（２年目）　30万円（３年目）

※予算の範囲内で交付を行います。
※申請多数の場合、交付額について減額調整をすることがあります。

補助期間

補助期間は**最長３年**です。ただし、年度ごとに申請いただく必要があります。

対象経費

消耗品費 、印刷費 、通信運搬費 、交通費、材料費 、報償費 、保険料、使用料及び賃借料、
備品費(※1) 、食糧費(※2) 、燃料費 、委託料、その他必要と認められた経費

※１ 備品費は、購入価格の２分の１以内を補助対象経費とします。
※２ 食糧費は、補助対象経費と認められる額の10分の1以内とします。